

# 平成30年度 第2回川崎市地域公共交通会議

日時：平成30年11月27日（火）13時15分から

場所：JAセレサみなみビル 4階会議室

## 一 次 第 一

### 1 開 会

### 2 議 事

#### (1) 協議事項

- ① 多摩区長尾台地区コミュニティ交通「あじさい号」の事業計画の変更について
- ② 自家用有償旅客運送によるコミュニティ交通の導入に向けて（検討案）

#### (2) その他

- ① 地域公共交通会議の委員改選について
- ② 地域交通の充実に向けた今後の取組について

### 3 閉 会

#### 【配布資料】

- |       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 資 料 1 | 多摩区長尾台地区コミュニティ交通「あじさい号」の事業計画の変更について |
| 資 料 2 | 自家用有償旅客運送によるコミュニティ交通の導入に向けて（検討案）    |
| 資 料 3 | 地域公共交通会議の委員改選について                   |
| 資 料 4 | 地域交通の充実に向けた今後の取組について                |
| 参考資料  | 川崎市地域公共交通会議設置要綱                     |

## 出席者名簿

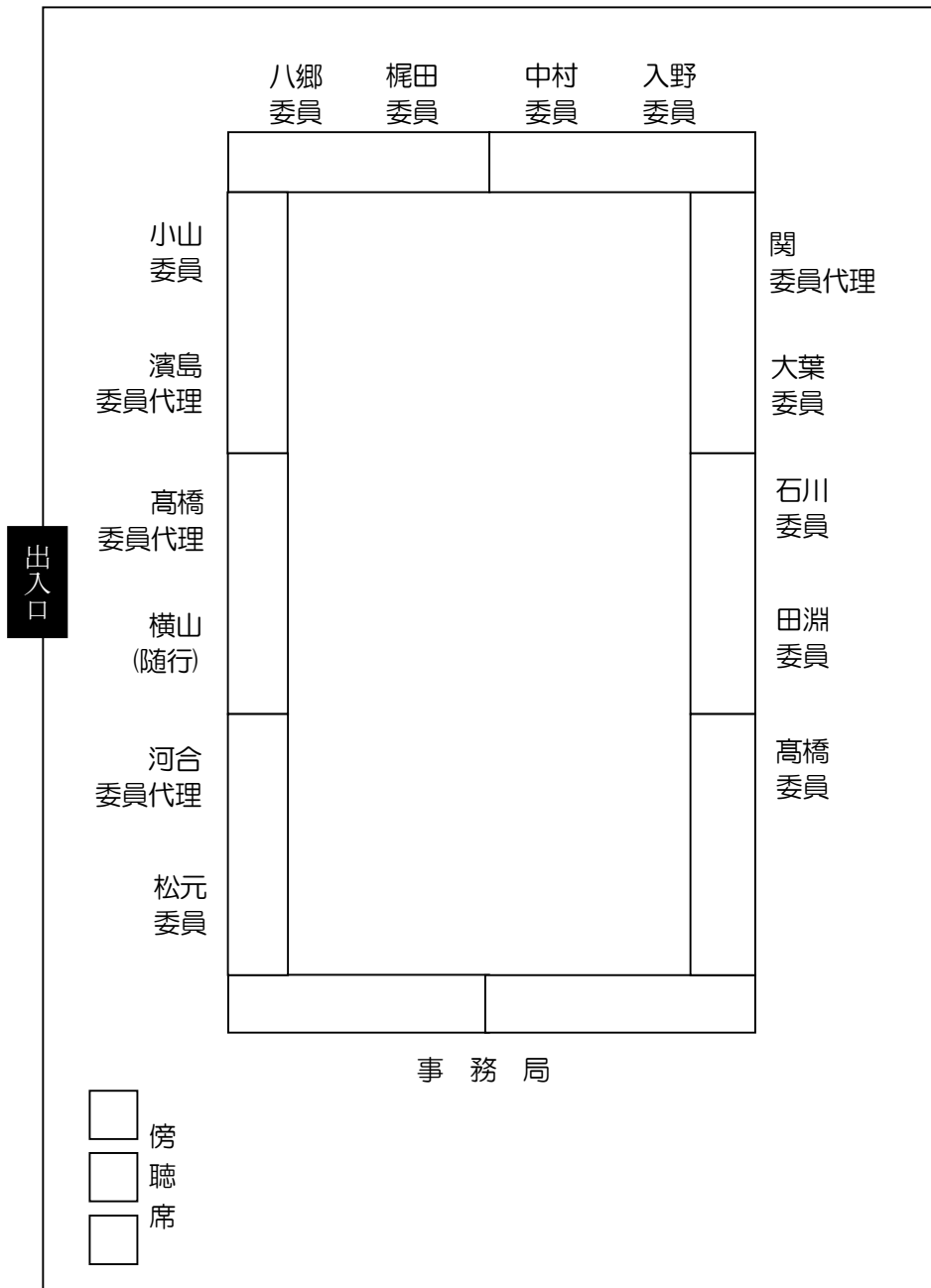
### ■委 員（敬称略）

名 前	所 属 名	備 考
なかむら ふみひこ 中村 文彦	横浜国立大学 理事・副学長	
かじた よしたか 梶田 佳孝	東海大学工学部土木工学科 教授	
いりの はるろう 入野 晴朗	川崎鶴見臨港バス(株) 取締役運輸部長	
きま すすむ 関 進	川崎タクシー(株) 取締役社長	代理出席 関 専務
はちごう ひろふみ 八郷 大文	(一社)神奈川県バス協会 理事長	専務理事が空職のため 理事長が委員として出席
おおば あまひこ 大葉 章彦	神奈川県タクシー協会川崎支部 事務局長	
いしかわ かく 石川 関	川崎市全町内会連合会 理事	
たぶち はるえ 田淵 治恵	市民（公募による選出）	
たかはし みつえ 高橋 光恵	市民（公募による選出）	
こまつ かずのり 小松 和則	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	代理出席 高橋 運輸企画専門官 （随行 横山係員）
こやま くにまさ 小山 国正	神奈川県交通運輸産業労働組合 執行委員長	
ふじた かずひさ 藤田 和久	神奈川県警察本部交通部交通規制課 都市交通対策室長	代理出席 濱島 係長
つなしま きよし 綱島 清	川崎市建設緑政局 総務部長	代理出席 河合 企画課長
まつもと しんいち 松元 信一	川崎市まちづくり局 交通政策室長	

### ■事務局

北村 岳人	まちづくり局 交通政策室地域交通対策担当課長	
石川 武彦	まちづくり局 交通政策室地域交通対策担当係長	
長岐 亮	まちづくり局 交通政策室地域交通対策担当	
山内 啓史	まちづくり局 交通政策室地域交通対策担当	

# 席 次 表



コミュニティ交通の取組地区について (H30.11時点)

麻生区細山・向原・金程・千代ヶ丘地区

新百合ヶ丘駅

登戸駅

多摩区長尾台地区「あじさい号」

宮前区平・五所塚地区

溝の口駅

宮前区野川南台地区

宮前区白幡台地区

麻生区片平地区

麻生区高石地区「山ゆり号」

麻生区岡上西地区

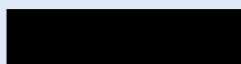
< 凡 例 >



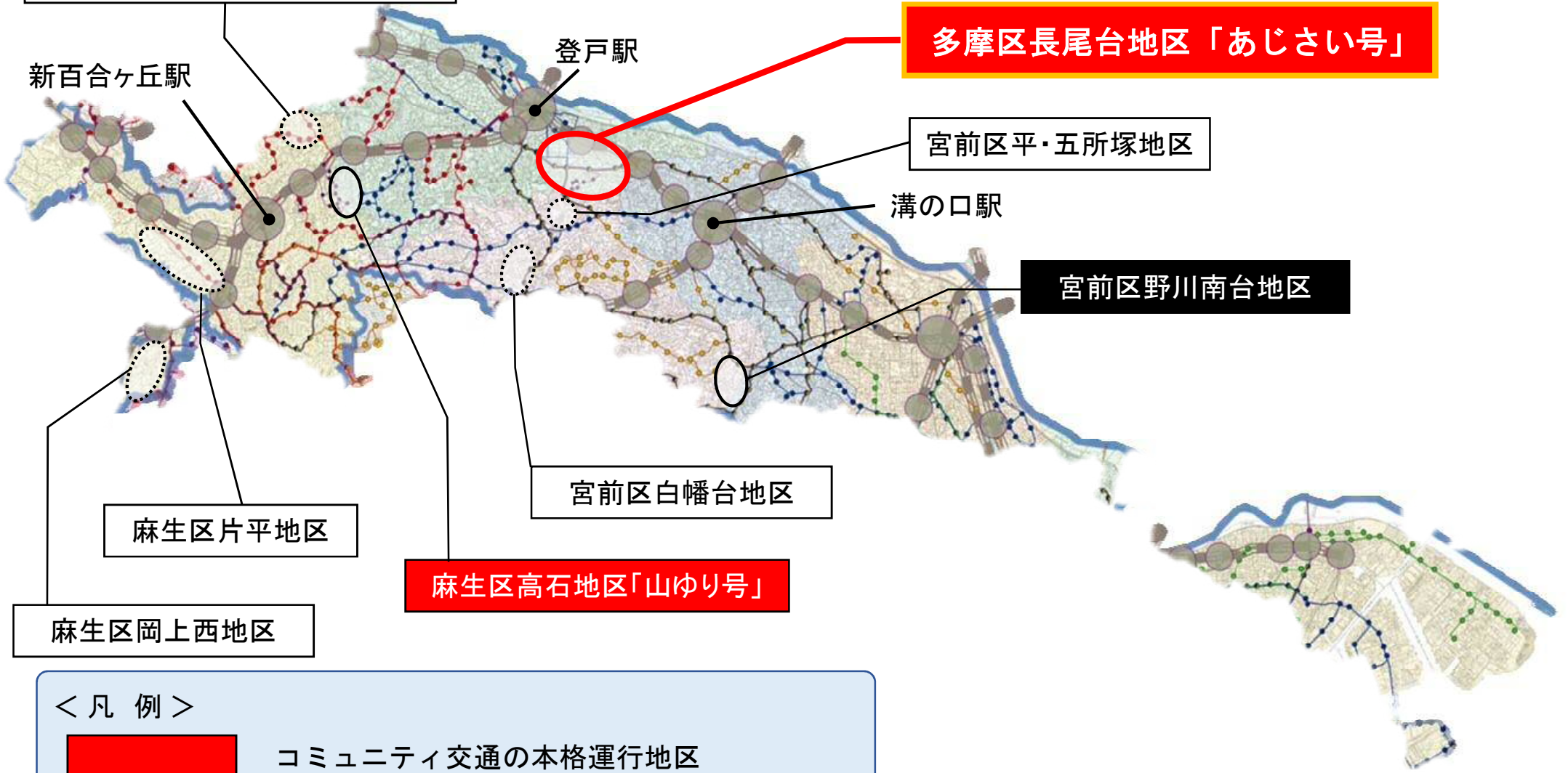
コミュニティ交通の本格運行地区



コミュニティ交通の導入検討地区



道路運送法の対象外による本格運行地区



# 多摩区長尾台地区におけるコミュニティ交通「あじさい号」の事業計画の変更について

## 1 協議の目的

川崎市地域公共交通会議設置要綱第1条

地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

## 2 事業計画の変更に関する調整状況

(事業計画変更の背景)

運行経路周辺の長尾7丁目(右図の「5地区エリア」)の住民から、本エリアを経路とするよう運行経路を延伸してもらいたいとの要望があり、平成28年11月に「5地区コミュニティ交通導入推進協議会」が新たに設立され、「あじさい号」の延伸に向けた検討を行うこととなった。

また、既存の運行経路上において、周辺の地域住民から利用要望が多数あったことから、併せて、停留所の新設について、検討を行うこととした。

(関係機関との調整状況)

- 平成30年10月 事業計画変更による道路管理上の課題について、道路管理者と事前調整 ⇒ 支障なし
- 平成30年11月 停留所の新設箇所について、地権者および近隣住民と事前調整 ⇒ 支障なし
- 平成30年11月 路線バス運行経路上での停留所新設について、バス事業者(市バス、東急バス)と事前調整⇒調整済み
- 平成30年11月 事業計画変更による交通安全上の課題について、多摩警察署交通課と事前調整 ⇒ 支障なし
- 平成30年11月 事業計画の変更について、地域協議会での最終確認 ⇒ 変更内容について合意

## 3 協議事項

上記の検討の結果、事業計画の変更について、上記の関係機関及び地域住民における調整が整ったため、以下に示す変更内容について本会議において協議を行う。

### (変更内容) ①運行経路の新設・変更

- ・上記に係る運行系統の新設・変更、運賃・料金の設定、運行回数と時刻表の変更

### ②停留所の新設・変更

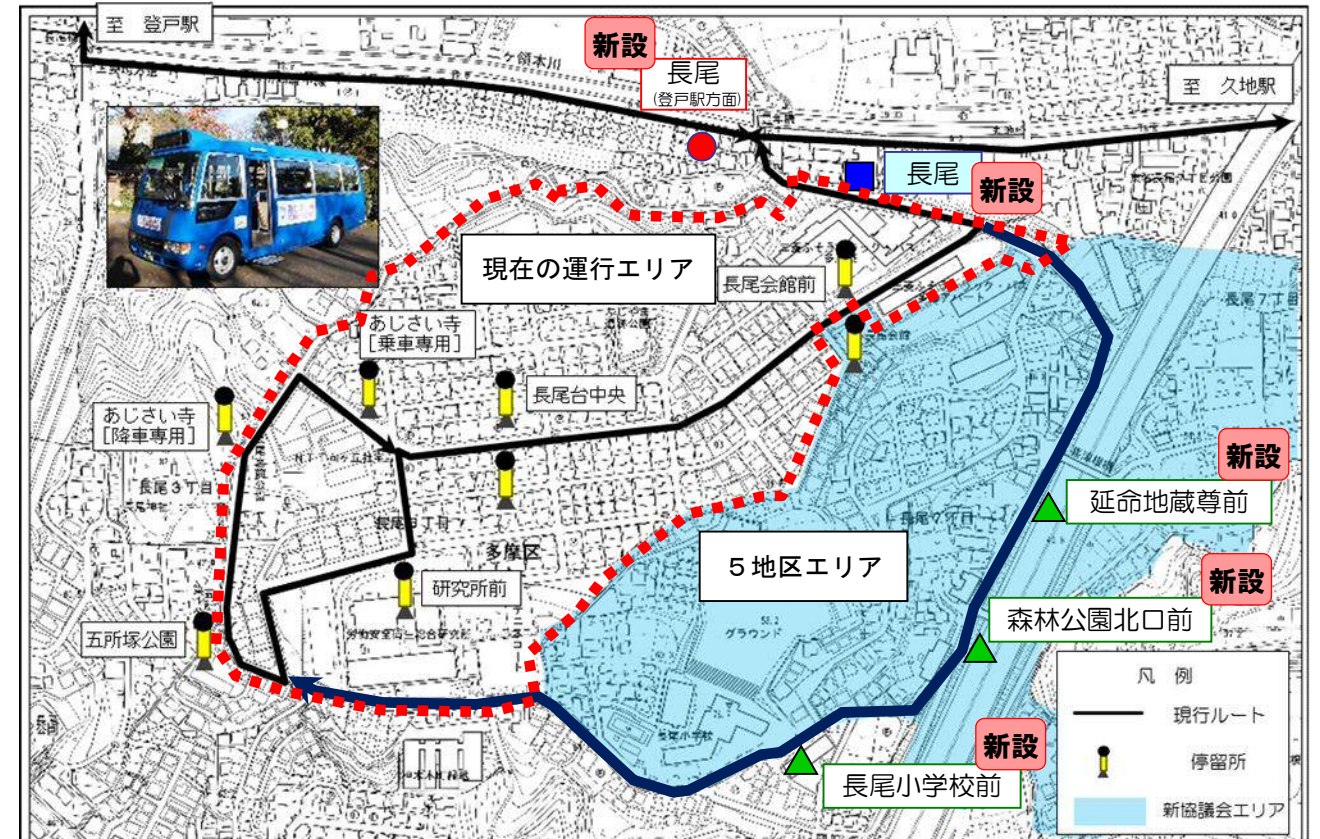
- ・5地区延伸経路上の新設:延命地藏尊前、森林公園北口前、長尾小学校前(乗降車同のため3箇所)
- ・既存経路上の新設:登戸スイミングクラブ前、長尾(乗降車別のため4箇所)
- ・既存経路上の変更:長尾橋(乗降車別のため2箇所)

## 4 変更内容

ア【事業計画の現行と変更案】※詳細路線については、別紙1「運行系統図(新旧対照図)」のとおり

	【現行】	【変更案】
運行経路	①あじさい寺←→久地駅 ②あじさい寺←→登戸駅	①あじさい寺←→久地駅 <b>③5地区エリア→久地駅</b> ②あじさい寺←→登戸駅 <b>④5地区エリア→登戸駅</b> <b>※運行経路の一部を長尾7丁目で構成される5つのエリア(5地区)へ延伸する経路に変更</b>
運行本数	(平日) ①久地駅行 往復21便 ②登戸駅行 往復11便 (土曜) ①久地駅行 7便 ②登戸駅行 7便	(平日) ①久地駅行 往復22便 ②登戸駅行 往復11便 (土曜) ①久地駅行 7便 ②登戸駅行 7便 <b>※久地駅行を往復1便増便</b>
停留所数	合計12か所	合計19か所 <b>(12か所の既存停留所のうち、10か所は変更なし、2か所を変更。新たに7か所を新設)</b>
運賃	長尾台地区～久地駅・長尾台地区～長尾橋 長尾橋～登戸駅 大人:220円 中高生:180円 小児:110円 長尾台地区～登戸駅 大人:260円 中高生:210円 小児:130円	長尾台地区～久地駅・長尾台地区～長尾橋 長尾橋・ <b>登戸スイミングクラブ前</b> ～登戸駅 大人:220円 中高生:180円 小児:110円 長尾台地区～ <b>登戸スイミングクラブ前</b> ・登戸駅 大人:260円 中高生:210円 小児:130円

## イ 運行経路の新設・変更、停留所の新設・変更



※上図に記載しているほか、「登戸スイミングクラブ」停留所を新設(2か所)、「長尾橋」停留所を乗降可能に変更(2か所)。詳細は、別紙1「運行系統図(新旧対照図)」を参照。

## ウ 運行時刻の変更

・既存の運行経路(ルート)の一部を変更や停留所の新設に伴い、運行時刻表を変更

### 変更前 あじさい寺発

	平日		土曜日	
	久地駅行き	登戸駅行き	久地駅	登戸駅
6	30	50	6	
7	10 30 50		7	
8		42	8	
9	35	11 58	9	
10		51	10	45
11	28	51	11	20 45
12		51	12	20
13	28	51	13	20 45
14	28	51	14	20 45
15	28	51	15	20 45
16		55	16	45
17	22	46	17	20 45
18	15	38	18	
19	10 30		19	
20	10 30		20	
21	20 40		21	
22	0 20		22	

### 変更後 あじさい寺発

	平日		土曜日	
	久地駅行き	登戸駅行き	久地駅	登戸駅
6	30	50	6	
7	10 30 50		7	
8		37	8	
9	23	11 57	9	
10	30	51	10	23 43
11	31	50	11	15 45
12		47	12	23
13	13	52	13	23 43
14	31	50	14	15 45
15	17	51	15	23 43
16		47	16	45
17	31	49	17	15 45
18	16	50	18	
19	17 35		19	
20	10 28		20	
21	20 38		21	
22	0 18		22	

※白抜きは5地区エリアを回る運行経路

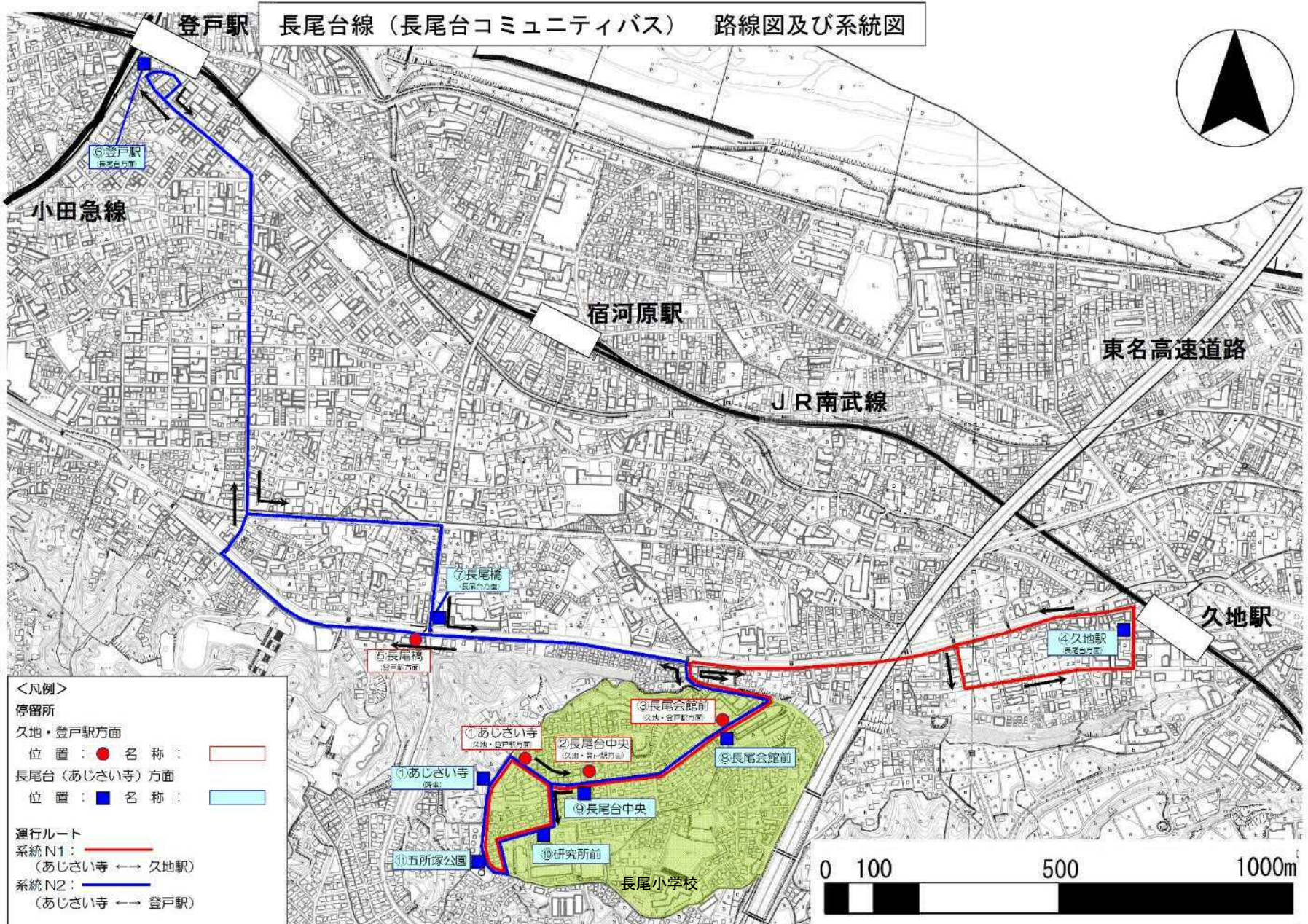
## エ 運行本数の変更

- ・10:30 あじさい寺発→10:37 久地駅着、10:40 久地駅発→10:48 あじさい寺着の**往復1便を増便**
- ・運行系統の変更に伴い、久地駅行を往復21便から**22便**に変更

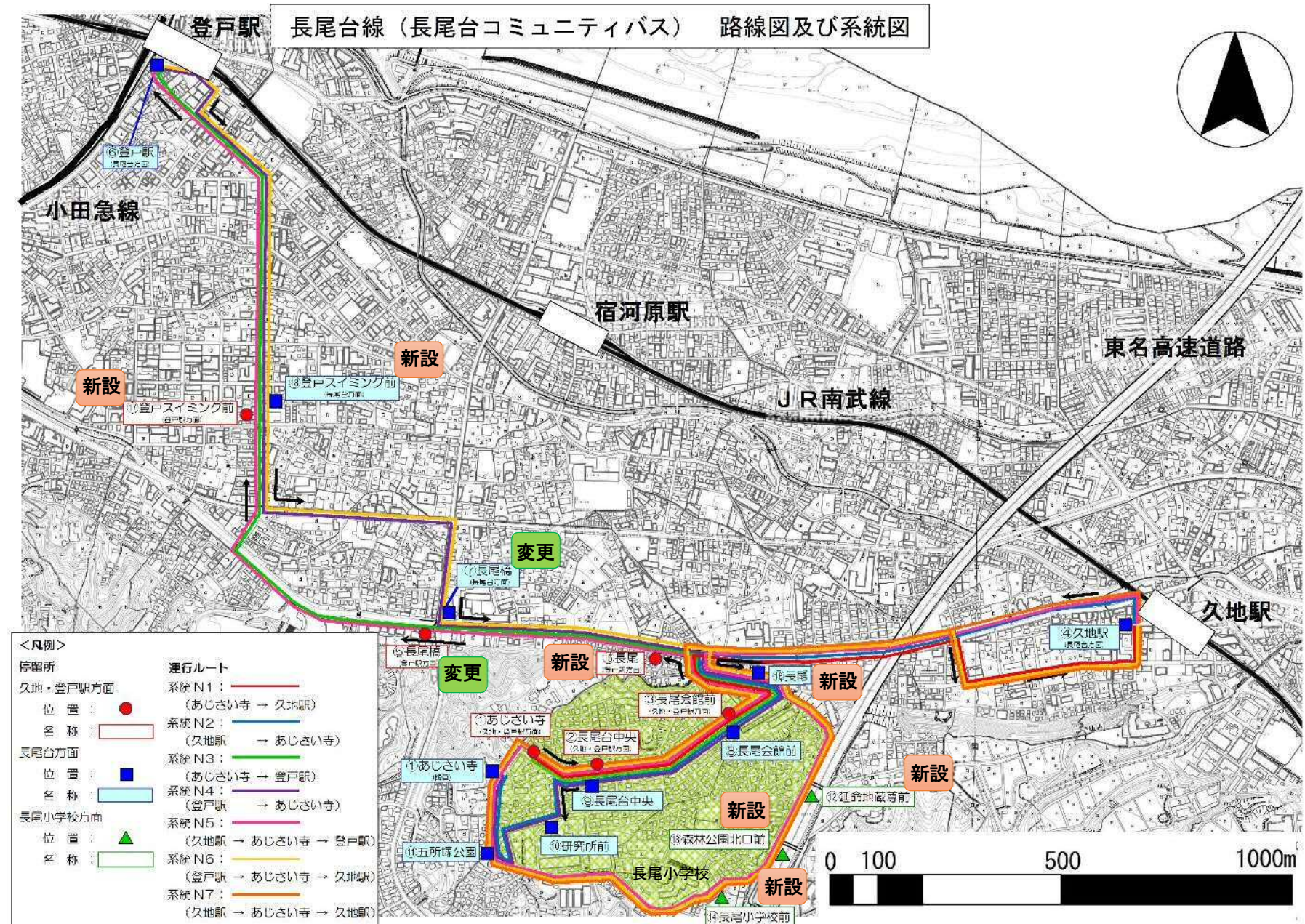
## 5 変更運行開始までのスケジュール

- 平成30年11月 地域公共交通会議(本日)
- 平成30年12月 関東運輸局への申請(予定)
- 平成31年 4月 変更運行開始(予定)

**変更前** ■既存の運行経路（ルート）の一部変更に伴い、現在の2系統を廃止



**変更後** ■運行経路の新設に伴い、新たに7系統を新設  
 ■「長尾橋」停留所については、現在、乗車のみ又は降車のみとしているが、乗降可能に変更



## 運行系統一覧表及び運賃表

### 変更前

■運行系統 往復合計32本／日の平日運行

系統	起点	主たる経由地	終点	距離 (km)	所要時間 (分)	運行回数
N1	あじさい寺	久地駅	あじさい寺	4.00	15	21
N2	あじさい寺	登戸駅	あじさい寺	6.30	24	11
計						32

■運行系統 往復合計14本／日の土曜日運行

系統	起点	主たる経由地	終点	距離 (km)	所要時間 (分)	運行回数
N1	あじさい寺	久地駅	あじさい寺	4.00	15	7
N2	あじさい寺	登戸駅	あじさい寺	6.30	24	7
計						14

### 変更前

項目	大人	中高生	小児
長尾台地区～久地駅	220円	180円	110円
長尾台地区～長尾橋	220円	180円	110円
長尾橋～登戸駅	220円	180円	110円
長尾台地区～登戸駅	260円	210円	130円

※1:70歳以上・障害者等の方は100円割引  
 ※2:割引なしの回数券を導入

### 変更後

合計54本／日の平日運行

系統	起点	主たる経由地	終点	距離 (km)	所要時間 (分)	運行回数
系統廃止						
N1	あじさい寺	長尾会館前	久地駅	1.82	7	13
N2	久地駅	長尾会館前	あじさい寺	2.16	7	15
N3	あじさい寺	長尾会館前	登戸駅	2.86	9	8
N4	登戸駅	長尾会館前	あじさい寺	3.44	11	6
N5	登戸駅	あじさい寺	久地駅	5.22	20	5
N6	久地駅	あじさい寺	登戸駅	5.16	19	3
N7	久地駅	あじさい寺	久地駅	4.12	16	4
計						54

変更

新設

合計20本／日の土曜日運行

系統	起点	主たる経由地	終点	距離 (km)	所要時間 (分)	運行回数
系統廃止						
N1	あじさい寺	長尾会館前	久地駅	1.82	7	4
N2	久地駅	長尾会館前	あじさい寺	2.16	7	4
N3	あじさい寺	長尾会館前	登戸駅	2.86	9	4
N4	登戸駅	長尾会館前	あじさい寺	3.44	11	4
N5	登戸駅	あじさい寺	久地駅	5.22	20	3
N6	久地駅	あじさい寺	登戸駅	5.16	19	3
N7	久地駅	あじさい寺	久地駅	4.12	16	0
計						20

変更

新設

### 変更後

項目	大人	中高生	小児
長尾台地区～久地駅	220円	180円	110円
長尾台地区～長尾橋	220円	180円	110円
長尾橋・ <u>登戸スイミングクラブ前</u> ～登戸駅	220円	180円	110円
長尾台地区～ <u>登戸スイミングクラブ前</u> ・登戸駅	260円	210円	130円

※1:70歳以上・障害者等の方は100円割引  
 ※2:割引なしの回数券を導入

1. コミュニティ交通に係る取組の状況

- ・現在の本市コミュニティ交通は、地域住民で組成する地域協議会が運営し、バスの運行を交通事業者（貸切バス事業者等）が担う、一般乗合旅客自動車運送事業（緑ナンバー運行）
- ・これまで、麻生区高石地区の「山ゆり号」、多摩区长尾台地区の「あじさい号」が本格運行に至っており、継続して運行しているところ
- ・また、宮前区では「平・五所塚地区」「白幡台地区」、麻生区では「片平地区」「岡上西地区」「細山・向原・金程・千代ヶ丘地区」の市内5地区で導入に向けた取組が進められている

2. 「緑ナンバー運行」の課題

- ・交通事業者による運行は安全性等のメリットがある一方で、民間事業としての経費を要するため、地域で十分な利用者が見込めない場合、事業採算性等に課題

【参考事例】岡上西地区での取組状況

- ・利用者想定が少ないことを踏まえ、タクシー車両を用いたデマンド(事前予約)制の運行手法による運行実験を2回実施(H28.9-12、H29.12-H30.3)
- ・事業採算性の観点から、1便2.5人の利用を目標としていたが、1.2人程度と目標値に至らず、緑ナンバー運行の実現には課題



運行実験のタクシー車両

3. 国における動向

- ・道路運送法の改正(H27.3)により、「緑ナンバー運行」が困難な場合に限り、住民等が自ら運行する自家用有償旅客運送（白ナンバー運行）が認められる
- ・その後、国のガイドライン(H30.3)が示され、自治体において、「白ナンバー運行」も含めた形でのコミュニティ交通の導入・検討が可能となる

こうした国の動向や、本市コミュニティ交通の課題等の状況を踏まえて、本市では、「白ナンバー運行」の導入に向けて、検討を行っているところ

道路運送法における区分

<道路運送法の“許可”> 緑ナンバー車両による有償の運行	路線バス（市バス、東急バスや小田急バスなど）	一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業 特定旅客自動車運送事業
	現行のコミュニティ交通（麻生区高石や多摩区长尾台）	
	貸切バス、観光ツアーバス	
	タクシー（個人タクシー含む）、ハイヤー	
<道路運送法の“登録”> 白ナンバー車両による有償の運行	特定の旅客のみを運送する送迎バス（スクールバス等）	自家用有償旅客運送 福祉有償運送
	非営利団体(自治会等含む)が主体の、特定の住民等を送迎 福祉施設等が主体の、移動困難者等を対象とした送迎	
<道路運送法の“対象外”> 白ナンバー車両による無償の運行	施設の無償送迎バス（病院送迎など）	道路運送法における登録又は許可を要しない運送
	地域ボランティアによる無償送迎バス（宮前区野川南台）	

4. 本市における取組の基本的な方向性

より持続可能なコミュニティ交通の運行に向けて、「白ナンバー運行」は「緑ナンバー運行」と比較し、運行経費削減等のメリットがあることから、「緑ナンバー運行」が困難な地域において、「白ナンバー運行」を新たな運行手法として取り扱う

緑ナンバー運行と白ナンバー運行の比較

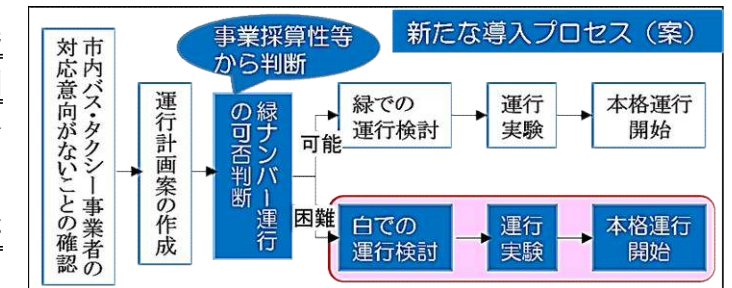
	緑ナンバー運行	白ナンバー運行
運行者	交通事業者	自治会・NPO等の非営利団体
利用者	登録せず利用が可能	登録が必要
運転手の雇用	交通事業者の社員(賃金)	ボランティアも可能(謝礼金)
車両の導入等	専用及び予備車両(2台必須)	車両の専用化・予備車不要(自家用車の併用も可)

- ・「緑ナンバー運行」の可否判断を迅速に行い、速やかに「白ナンバー運行」の検討に移行できるように、導入プロセスを策定する
- ・道路運送法においては、「2種免許を保有する運転手の確保と損害賠償保険の付保を登録要件」としているなど、安全性の担保も図られている一方、「車両経費は大きな負担」であることや、「自治会等には運行ノウハウが不足」することも踏まえ、必要となる支援を行う

5. 具体的な取組内容

(1) 導入プロセスの基本的な内容

- ・運行計画案を基に、本格運行地区の収支等を参考とした「緑ナンバー運行」での運行可否を判断し、運行が困難な場合に限り、「白ナンバー運行」の検討に移行
- ・「白ナンバー運行」の運行計画作成や運行実験等は、「緑ナンバー運行」と同程度の内容で行う



(2) 支援の基本的な内容

	「緑ナンバー運行」に係る支援	「白ナンバー運行」に係る支援の考え方
導入検討支援	・運行計画作成や運行実験を支援	・「緑ナンバー運行」と同程度の範囲で実施
安全性確保	・支援なし（運行事業者が対応）	・バス会社OB等の紹介等の運転手募集支援を検討
車両経費補助	・車両購入・買替を補助（買替は上限600万円）	・運行時間外は私用できるため、運行日数に応じた補助制度の導入を検討
運行開始後	・高齢者等の運賃割引(100円/回)	・コミュニティ交通として、高齢者等の運賃割引を検討 ・運行ノウハウが蓄積されるまでの間、運行管理に係る帳票・書類作成に対し、助言等の支援を検討

6. 今後の取扱い

- ・本日(11/27)の地域公共交通会議において、いただいた意見も踏まえ、引き続き、各事業者等との協議を行う
- ・次回の会議において、詳細な運用ルール等を提示し、確認いただけるよう調整を進める
- ・さらに、路線バスネットワーク等の地域交通全体の取組も踏まえ、地域交通の手引の改訂についても、今後検討していく



## 地域公共交通会議の委員改選について

### 1. 本会議の委員選任について

- ・地域公共交通会議の委員構成は、川崎市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」。）の第3条第2項に規定
- ・また、同第9条において「会議の庶務は、まちづくり局交通政策室において処理する」となっており、委員の選任についても交通政策室（事務局）で実施
- ・委員任期として、同要綱の第4条に基づき、「学識経験者2名」「川崎市全町内連合会の推薦する者1名」「市民2名」について、2年毎に改選を行う（再任可能）
- ・また、「一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）」及び「一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）」については、各事業者間での調整のうえ、それぞれ1事業者を委員に選任（現在は「川崎鶴見臨港バス㈱」「川崎タクシー㈱」）
- ・その他委員については、団体・役職が指定（人事異動による変更のみ）

### 2. 改選の方向性

#### （1）「学識経験者」

本会議を中心とした本市取組を熟知頂いている、中村委員、梶田委員に引き続きの就任をいただきたいと考えている

#### （2）「川崎市全町内連合会の推薦する者」

同連合会と事務局とで調整のうえ、委員を選任していく

#### （3）「市民」

平成28年度に行った前回改選と同様に、事務局において、委員公募を行い、本市による審査を経て、選任していく

#### （4）「バス事業者」「タクシー事業者」

各事業者間での調整の結果、別の事業者への委員を変更する意向が示された場合に、新たな事業者を委員として選任していく

### 3. 今後のスケジュール

- （1）「学識経験者」・・・中村委員、梶田委員と、個別に調整
- （2）「川崎市全町内連合会の推薦する者」・・・12月中を目途に、同連合会へ推薦を依頼
- （3）「市民」・・・平成31年1月中に公募を開始し、3月下旬に本市審査を実施予定
- （4）「バス事業者」「タクシー事業者」・・・変更の意向がある場合は、12月末までに連絡

- ・新たな委員として選任された方については、事務手続きとして、事務局より就任依頼文書を送付させていただきます（その御回答は3月末までをお願いいたします）
- ・以上を経て、平成31年4月1日以降、新たな委員を含めた新体制での会議の運用を開始

## 地域交通の充実にに向けた今後の取組について

### 1. 現状・課題

- ・本市の地域交通は、鉄道駅や公共施設等へのアクセスを支える地域の交通手段として、路線バスが中心的な役割を担い、さらに、地域毎の多様な移動ニーズに対しては、地域主体のコミュニティ交通や、施設送迎バス等の多様な移動手段の活用により、取組を進めているところ。
- ・一方で、居住及び従業人口の変化や高齢化等の進展を背景に、輸送需要の変化やニーズの多様化が一層進展し、迅速かつ的確な対応が求められている。
- ・また、鷺沼駅周辺や臨海部エリアなどの再開発に伴う、輸送需要の変化への対応も喫緊の課題となっている。

### 2. 取組の方向性

- ・こうした状況変化を踏まえ、コミュニティ交通の取組と併せ、路線バスネットワークの更なる充実にに向けた路線バスの在り方についての検討を行い、地域交通全体の充実に取り組む。

### 3. 取組の内容

- ・路線バスネットワークの検討にあたっては、鉄道等も含めた様々な交通手段や、まちづくりとの連携等も含めた、幅広い観点における検討が必要なことから、本会議の委員のほか、市内の鉄道・バス・タクシー事業者等の関係者と、地域交通全体の課題等について協議・調整を行っていくための、本会議とは別に、新たな協議体制（協議会等）の構築を検討している。
- ・地域公共交通会議は、限られた地域の交通手段やUDタクシー、ノンステップバス導入等の、個別の取組に係る協議が主たる目的であるが、個別取組の推進においても、地域交通全体の取組との連携も重要であるため、同協議の状況等の進捗について、地域公共交通会議においても適宜報告し、情報共有は行っていく。

### 4. 今後のスケジュール

平成30年12月まで      新たな協議体制の検討

平成31年 3月まで      新たな協議体制の構築(協議会設立等)に向けた準備

## 川崎市地域公共交通会議設置要綱

### (目的)

第1条 川崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため設置する。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) その他交通会議が必要と認める事項

### (交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 神奈川県バス協会 専務理事
- (5) 神奈川県タクシー協会川崎支部 事務局長
- (6) 川崎市全町内会連合会の推薦する者

(7) 市民

(8) 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官

(9) 神奈川県交通運輸産業労働組合

(10) 神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室長

(11) 川崎市建設緑政局総務部長

(12) 川崎市まちづくり局交通政策室長

(13) その他交通会議の運営上必要と認められる者

3 前項第2号から第6号まで及び第8号から第12号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、交通会議に出席して、その意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(委員の任期)

第4条 前条第2項第1号、第6号及び第7号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 交通会議に会長をおき、構成員の互選により選任された者を充てる。

2 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、委員のうち、あらかじめ会長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

2 交通会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 交通会議の議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に変えることができる。

(分科会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の構成員は、会長が指名する者及び交通会議が必要と認める者とする。

3 第5条及び第6条の規定は、分科会の会議に準用する。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に務めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務はまちづくり局交通政策室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月28日から施行する。

(川崎市地域交通検討委員会の廃止)

2 川崎市地域交通検討委員会（平成18年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月14日から施行する。

地方自治法第99条の規定に基づく市議会による「ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書」等の提出に対する今後の取組み(案)について

### 1. 県内の意見書提出状況

- 横浜市議会 平成29年3月24日提出
- 神奈川県議会 平成30年3月23日提出

### 2. 意見書提出に係る今後の取組み(案)

#### ○提出先候補地(H30.9.1現在人口)

##### ・政令指定都市

川崎市 (1, 516, 340人)

相模原市(722, 879人)

##### ・人口30万人を超える自治体

横須賀市(397, 937人)

藤沢市 (430, 884人)

#### ○今後の進め方について

各自治体の首長、与党の状況等を踏まえ、意見書の提出先を適切に判断するとともに、各地域の支部長を中心として意見書の提出を推進。

ライドシェア導入の慎重な検討及び在日外国人による  
白タク行為への更なる対策強化を求める意見書（案）

タクシー市場特有の供給過剰への対応をより効果的に進めながら、タクシーの安全性やサービス水準を一層向上させることを目的として、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正タクシー特措法」という。）」が、与野党共同提案の議員立法により賛成多数で可決・成立し、平成26年1月に施行された。

一方、政府においては、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、ライドシェア（自家用自動車を用いて有償で運送を行うサービス）を含めた検討を行っており、さらに、規制改革推進会議においても、ライドシェアを含めた議論がなされている。

このライドシェアについては、白タク行為（道路運送法に抵触するタクシー類似行為）に該当するとの指摘があり、また、運行管理や車両整備等の責任を負う主体を置かず自家用自動車のドライバーのみが運送責任を負う形態であるため、安全確保や利用者保護等の観点から大きな問題が生じる懸念が指摘されており、改正タクシー特措法の意義を損なうことが危惧される。

また、近年、在日外国人による訪日外国人観光客向け白タク行為が横行しており、これについては明白な道路運送法違反であることから、国土交通省、警察庁、法務省、業界団体等の連携により対策を行っているが、いまだ解決には至っていない。

よって国会及び政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 ライドシェアは、利用者の安心・安全に極めて大きな懸念があり、さらに、改正タクシー特措法の意義を損なうことが危惧されるため、十分慎重に対応すること。
- 2 道路運送法違反である在日外国人による訪日外国人観光客向け白タク行為に対し、更なる対策強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
国土交通大臣  
国家公安委員会委員長

殿

神奈川県議会 議長



議第15号議案

ライドシェアへの適切な対応及び安心・安全で利便性の高いタクシー利用の実現に関する意見書の提出

ライドシェアへの適切な対応及び安心・安全で利便性の高いタクシー利用の実現に関し、関係行政機関等へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

平成29年3月24日提出

建築・都市整備・道路委員会  
委員長 黒川 勝

ライドシェアへの適切な対応及び安心・安全で利便性の高いタクシー  
利用の実現に関する意見書

タクシーは、バスとともに市民等にとって身近な交通機関として、日常生活や経済活動等を支える役割を担ってきた。さらに現在は、高齢者、移動に制約のある方や、妊産婦なども含め、すべての方々が自由に移動できる公共交通機関として「ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)」の取り組み等を進めている。

このような中、政府においては、昨年7月にシェアリングエコノミー検討会議を設置し、自家用自動車を用いて有償で運送を行うサービス(いわゆるライドシェア)を含めた検討を行っている。さらに、本年2月には、規制改革推進会議について「ライドシェアの解禁に向けた議論を始めた」と報道されている。

このライドシェアについては、道路運送法に抵触するタクシー類似行為(白タク行為)に該当するとの指摘があり、また、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かず自家用自動車のドライバーのみが運送責任を負う形態であるため、安全の確保や利用者の保護等の観点から大きな問題が生じる懸念が指摘されている。

一方、タクシー業界では、「京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会特定地域計画」が昨年12月に認可され、タクシーの供給削減措置と併せた需要活性化策を行うことにより、タクシー事業の適正化と活性化に向けた取り組みを実施していくこととしている。

よって、国におかれては、大都市における安心・安全で利便性の高い地域交通の観点から、次の事項を実現するよう要望する。

- 1 ライドシェアは、利用者の安心・安全に極めて大きな懸念のある業態であり、その検討も含めて適切かつ慎重に対応すること。
- 2 公共交通の役割を担っているタクシーを、より安心・安全で利便性の高い交通機関として利用できるよう、必要な諸施策を講ずること。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（規制改革）

宛て

横浜市会議長

梶村 充

地方自治法第99条の規定に基づく県及び市議会による  
「ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書」等の提出状況

平成30年10月5日現在

県名	提出日	議会名
北海道	H29. 12. 14	北海道議会
	H29. 6. 16	新篠津村議会
	H29. 6. 23	石狩市議会
	H29. 6. 23	北広島市議会
	H29. 6. 26	恵庭市議会
	H29. 12. 13	札幌市議会
	H30. 3. 15	標茶町議会
	H30. 6. 4	八雲町議会
	H30. 6. 13	函館市議会
	H30. 6. 13	砂川町議会
	H30. 6. 14	歌志内市議会
	H30. 6. 15	赤平市議会
	H30. 6. 15	士幌町議会
	H30. 6. 15	留萌市議会
	H30. 6. 18	浦幌町議会
	H30. 6. 20	中川町議会
	H30. 6. 21	網走市議会
	H30. 6. 22	稚内市議会
	H30. 6. 22	根室市議会
	H30. 6. 22	釧路市議会
	H30. 6. 22	幕別町議会
	H30. 6. 23	名寄市議会
	H30. 6. 27	美幌町議会
	H30. 6. 28	伊達市議会
	H30. 6. 29	旭川市議会
	H30. 6. 29	帯広市議会
青森	H29. 6. 30	青森市議会
	H29. 12. 18	八戸市議会
岩手	H29. 12. 11	岩手県議会

県名	提出日	議会名
岩手	H29. 12. 15	二戸市議会
	H29. 12. 22	盛岡市議会
	H30. 2. 15	奥州市議会
	H30. 3. 6	久慈市議会
	H30. 3. 9	軽米町議会
	H30. 3. 9	住田町議会
	H30. 3. 9	普代村議会
	H30. 3. 12	洋野町議会
	H30. 3. 12	山田町議会
	H30. 3. 14	一戸町議会
	H30. 3. 15	岩手町議会
	H30. 3. 15	平泉町議会
	H30. 3. 16	野田村議会
	H30. 3. 19	宮古市議会
	H30. 3. 20	八幡平市議会
	H30. 3. 20	矢巾町議会
	H30. 3. 22	花巻市議会
	H30. 3. 22	滝沢市議会
	H30. 3. 22	岩泉町議会
	H30. 3. 22	北上市議会
	H30. 3. 26	紫波町議会
	H30. 6. 7	大槌町議会
	H30. 6. 15	九戸村議会
	H30. 6. 15	西和賀町議会
	H30. 6. 22	釜石市議会
	H30. 6. 26	大船渡市議会
宮城	H28. 12. 15	宮城県議会
秋田	H29. 7. 6	秋田県議会
山形	H30. 7. 6	山形県議会
	H30. 9. 21	高島町議会
	H30. 9. 21	南陽市議会

県名	提出日	議会名
山形	H0. 9. 27	長井市議会
	H0. 9. 28	米沢市議会
福島	H30. 7. 6	福島県議会
	H30. 9. 26	二本松市議会
茨城	H28. 3. 24	茨城県議会
栃木	H29. 10. 10	栃木県議会
群馬	H30. 3. 20	群馬県議会
埼玉	H29. 3. 27	埼玉県議会
東京	H29. 3. 30	中央区議会
	H29. 7. 12	豊島区議会
	H29. 7. 13	葛飾区議会
	H29. 12. 12	中野区議会
	H30. 10. 5	東京都議会
神奈川	H29. 3. 24	横浜市議会
	H30. 3. 23	神奈川県議会
新潟	H30. 7. 13	新潟県議会
富山	H29. 6. 23	魚津市議会
長野	H29. 12. 1	長野県議会
名古屋	H28. 9. 28	名古屋市議会
京都	H29. 11. 2	京都市議会
大阪	H29. 9. 8	堺市議会
兵庫	H29. 6. 9	兵庫県議会
	H30. 3. 28	神戸市議会
奈良	H29. 7. 3	奈良県議会
岡山	H30. 3. 16	岡山市議会
	H30. 3. 20	岡山県議会
	H30. 7. 2	津山市議会
	H30. 9. 18	倉敷市市議会
広島	H30. 3. 14	広島県議会
	H30. 3. 27	広島市議会
	H30. 6. 26	尾道市議会

県名	提出日	議会名
広島	H30. 6. 26	福山市議会
福岡	H28. 12. 9	北九州市議会
福岡	H28. 12. 22	福岡市議会
	H30. 6. 25	福岡県議会
長崎	H29. 7. 12	長崎県議会
熊本	H30. 6. 23	熊本市議会
大分	H29. 9. 27	大分県議会
宮崎	H29. 6. 21	宮崎市議会
鹿児島	H30. 6. 22	鹿児島県議会

※衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革担当）等に提出

提出議会総数	100
県議会提出数	22
政令指定都市提出数	11

# タクシー業界において 今後新たに取り組む事項について

タクシーが つなぐ人の輪 地域の輪



全国ハイヤー・タクシー連合会



---

1. 初乗り距離短縮運賃	1
2. 相乗り運賃（タクシーシェア）	2
3. 事前確定運賃	3
4. ダイナミックプライシング	4
5. 定期運賃（乗り放題）タクシー	5
6. 相互レイティング	6
7. ユニバーサルデザインタクシー（UD）タクシー	7
8. タクシー全面広告	8
9. 第2種免許緩和	9
10. 訪日外国人等の富裕層の需要に対応するためのサービス	10
11. 乗合タクシー（交通不便地域対策・高齢者対応・観光型等）	11

---

# 1. 初乗り距離短縮運賃

## [概要]

初乗り距離を短縮することによる初乗り運賃の引き下げを行うことにより、乗りやすいタクシーの実現へ  
[期待出来る効果]

- ・チョイ乗り需要の喚起(高齢者・若年層、訪日外国人等)
- ・既存のお客様も利用し易い体系

(例) 東京2km730円→1km400円台へ

■実証実験: 8月5日~9月中旬にかけて40台にて実施!!

■開始時期: 早くも12月・遅くても平成29年4月に実現!!

## マスコミ報道例

**「短い移動 タクシーで」**

**初乗り料下げ申請**

**440円 高齢者ら歓迎**

収入増えない 運転手困惑

H28.4.5朝日新聞(朝刊)

**タクシー初乗り400円台へ**

東京都心 距離短縮め来春にも

高齢者の利用期待

タクシー料金のイメージ(普通車)

初乗りの距離 2km 730円

その他の距離につづいて乗車

1.050km 410円

その他の距離につづいて乗車

日本交通の目指す

東京都心部(丸の内線沿線)に限定して、初乗り距離を1kmに短縮し、初乗り料金を400円台に引き下げたいと考えています。

高齢者や外国人観光客の利便性を高めるため、また、短距離移動の需要を喚起し、乗客の利便性を向上させることを目指しています。

東京都心部(丸の内線沿線)に限定して、初乗り距離を1kmに短縮し、初乗り料金を400円台に引き下げたいと考えています。

高齢者や外国人観光客の利便性を高めるため、また、短距離移動の需要を喚起し、乗客の利便性を向上させることを目指しています。

H28.4.5朝日新聞(朝刊)

**タクシー初乗り400円台へ**

都内 距離短縮し来春にも

東京都心部(丸の内線沿線)に限定して、初乗り距離を1kmに短縮し、初乗り料金を400円台に引き下げたいと考えています。

高齢者や外国人観光客の利便性を高めるため、また、短距離移動の需要を喚起し、乗客の利便性を向上させることを目指しています。

H28.4.5東京新聞(夕刊)

**タクシー「ちょい乗り」活路**

**都内初乗り410円**

日本交通は初乗り運賃を引き下げ、高齢者や外国人観光客の利用を促すことを目指している。

東京都心部(丸の内線沿線)に限定して、初乗り距離を1kmに短縮し、初乗り料金を410円に引き下げたいと考えています。

高齢者や外国人観光客の利便性を高めるため、また、短距離移動の需要を喚起し、乗客の利便性を向上させることを目指しています。

H28.4.6日経新聞(朝刊)

## 2.相乗り運賃(タクシーシェア)

[概要]

運賃は乗降地点によりシェア出来る  
システムの構築

[期待出来る効果]

- ・実乗車部分の負担の精算が容易になり便利
- ・タクシーの需給が切迫している際  
相乗りによるマッチングが可能

- 空港への相乗り
- 朝の通勤時間帯での相乗り
- 雨天時での相乗り

\* カリフォルニアでは

UBER(**uberpool**(サービス名))の

売上の**50%**と言われている。



### 3.事前確定運賃

#### [概要]

配車予約時に依頼場所、目的地を提示いただき確定運賃情報を事前にお知らせする。

- ・乗車場所はGPSから現在地を取得
- ・目的地は地図上で指定
- ・メーターによらない運賃算出方法を新設

→ これにより事前運賃を割り出すことが可能。

#### [期待出来る効果]

- ・事前に運賃がわかることにより、安心感が産まれる。
- ・UBERでは事前確定は出来ていない。  
(おおよその運賃情報の提供はある模様)

## メーターと事前確定運賃の 安い方で精算

(メーターも起動させお客様にとって  
最も安い運賃で精算していただく。)



## 4.ダイナミックプライシング

### [概要]

繁忙時・閑散時によるタクシー運賃の流動的な体系。

### [期待出来る効果]

閑散時においては、利便性の向上と需要増  
 繁忙時においては、營收の増加

通常運賃	混雑時	閑散時
初乗り 730円(2Km)	混雑状況 (雨天時、ラッシュ アワーetc)に応じて 運賃変動	閑散状況 (昼間etc)に応じて 運賃変動
	運賃の <b>10-50%</b> 値上げ	運賃の <b>10-50%</b> 割引



## 5. 定期運賃(乗り放題)タクシー

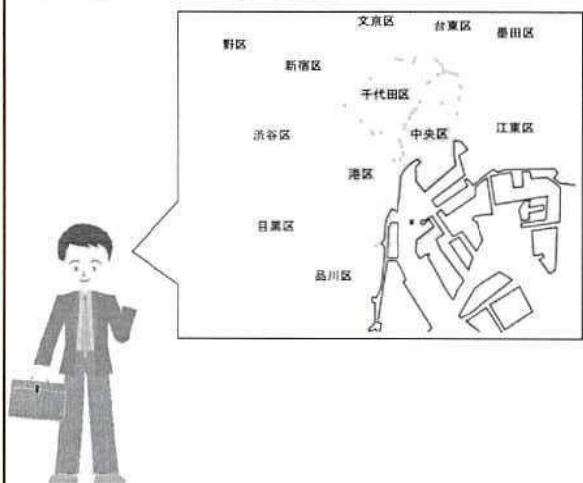
### [概要]

対象者・エリア・時間帯を限定した定期制度の導入を目指す。(各シーンに合わせた定期制度)

### [期待出来る効果]

- ・ビジネスマン等のヘビーユーザーの更なる利用増及び定期利用による新たな顧客の獲得
- ・高齢者や子育て世代が運賃を気にすることなく、日常の足として「ドアtoドア」のタクシーの利用が可能になる

#### ■ビジネスマン (9時～17時等)



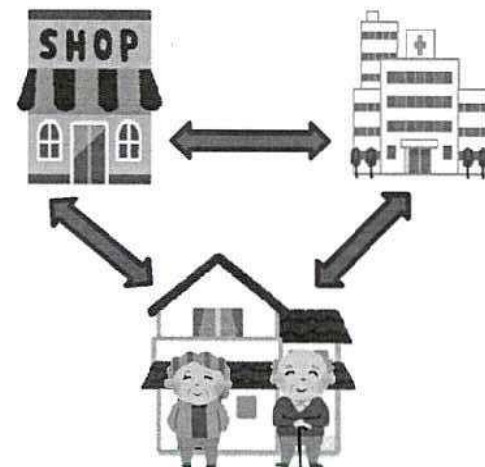
千代田・港区・中央区などの  
ビジネス街での周遊  
[経費精算業務の軽減]

#### ■子育て世代 (9時～14時等)



自宅～保育園・幼稚園  
～買い物 3区間を周遊  
[重い荷物からの開放]

#### ■高齢者 (9時～14時等)



自宅～病院～買い物  
3区間を周遊  
[ご家族への負担軽減]

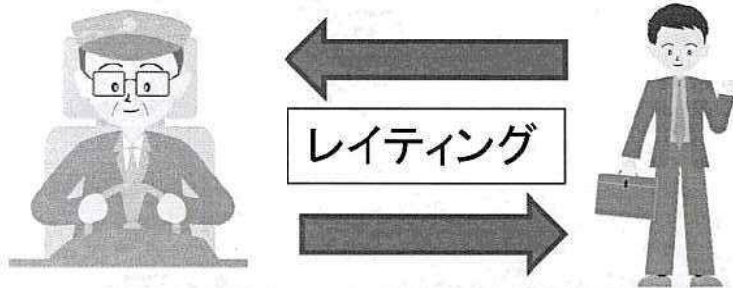
## 6.相互レイティング

### [概要]

お客様から乗務員の評価をいただくことは勿論、乗務員もお客様の評価を行える。

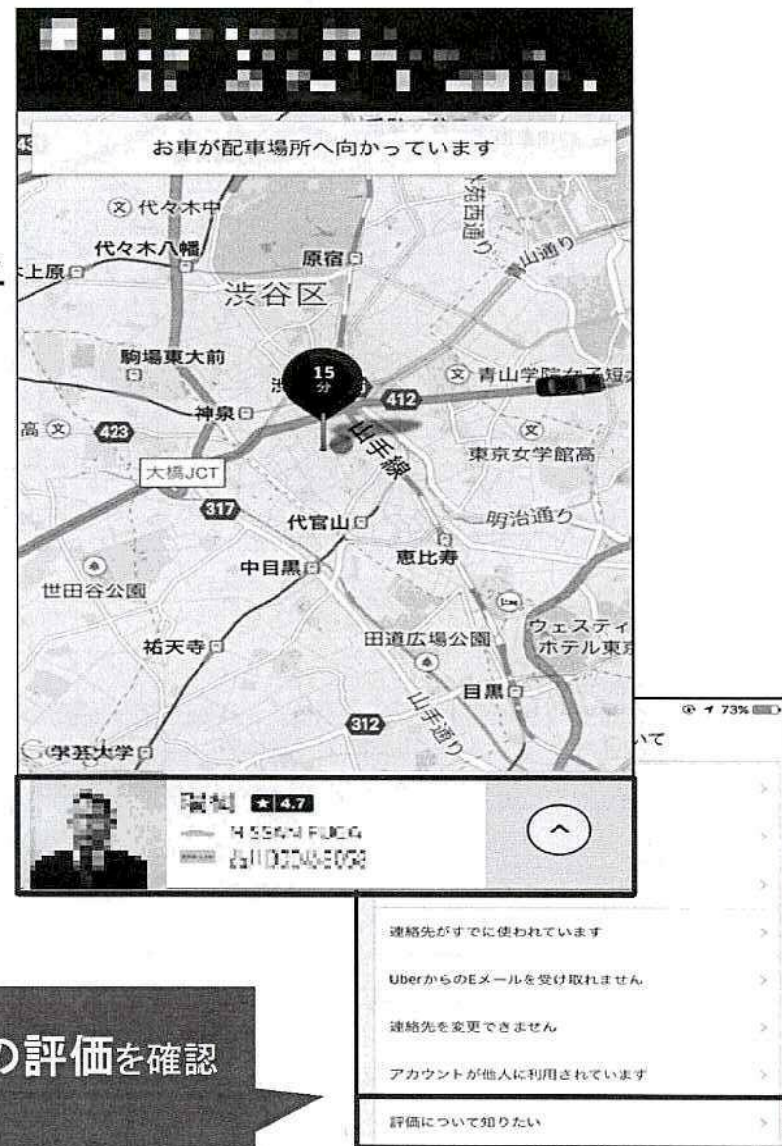
### [期待出来る効果]

お客様は乗務員の選択性の向上、サービスの向上  
乗務員は不審なお客様を排除することが可能  
双方のマッチングを強化



配車予約時にドライバーの  
顔写真、名前、車種、  
ナンバープレート・5段階評価  
を知る事が出来る！

アプリ内ではドライバーからの自分の評価を確認  
することも出来る。



## 7.ユニバーサルデザイン(UD)タクシー

### [概要]

- ・車椅子のまま乗車出来る仕様
- ・トランク収容量も多い

### [期待出来る効果]

通常のお客様だけでなく高齢者、障害者、訪日外国人等の方にも優しい。



・東京都では2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに

**61億円の予算(10000台導入目標)**をいただきました。

・国土交通省からも「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」という形でご支援をいただいております。

・他地域においても導入促進のためには、**自治体や国**の援助が必要不可欠かと思われます。



## 8. タクシー全面広告

[概要]

地域によって、車体への広告掲載場所が制限されています。(特に東京では4つドア・屋上のみ)

[期待出来る効果]

- ・広告収入による、タクシー経営基盤の安定化。

東京の現状

4つドア・屋根上のみ



緩和案

都内で運行が認められなかったアニメイラストを施したタクシーや外国での全面ラッピングタクシー



## 9.第2種免許緩和

[概要]

- テレマティクス活用による常時運行管理
- 個々の運転情報のフィードバック強化による安全面の向上

[第2種免許取得資格]

■年齢:21歳→19歳 ■経験:3年→1年

→ICTを活用することにより安全面を強化し、第2種免許取得緩和を目指します。

[期待出来る効果]

若年層・女性ドライバーが増加

新卒ドライバー



女性ドライバー・経営者・国土交通大臣との懇談会



## 10. 訪日外国人等の富裕層の需要に対応するためのサービス

### [概要]

増加する訪日外国人等の富裕層の需要に対応するため、高級車両・一定水準の接遇ができる乗務員によるサービスを充実。

### [期待出来る効果]

- ・訪日外国人等の新しい需要の取り込み
- ・訪日外国人の日本滞在期間の快適度・満足度の向上

### イメージ

- ハイグレード車両の提供
- 語学研修・接遇研修を修了した乗務員の配備
- ICTを活用した配車予約・乗務員評価の実施
- Wi-Fi設備の配備
- 多言語対応タブレットの設置
- 専用乗り場（空港、鉄道駅）
- 付加価値に見合った運賃料金設定



### (参考)

- ・平成28年3月観光ビジョン構想会議決定「明日の日本を支える観光ビジョン」及び平成28年4月新しいタクシーのあり方検討会とりまとめ「タクシー革新プラン2016」において「プライベートリムジン」の導入が提起されている。
- ・京都における訪日外国人向けタクシー「フォーリンフレンドリータクシー」の取組では、乗務員（外国語及び接遇研修を受講）及び車両（大型スーツケースが2個以上搭載でき、各種クレジットカード及び交通系ICカードが利用可能）の認定、専用乗り場の設置が行われている。

# 11. 乗合タクシー

## [概要]

- ・乗合タクシーは、ワゴン型やセダン型のタクシー車両を使った乗合型の公共交通。
- ・主に、バスが運行できない過疎地域等において生活交通を確保するために運行されている、このほかに空港と周辺市町村を結ぶ空港型等もある。
- ・乗合タクシーには、バスのように定時・定路線で運行する路線定期型のほか、路線及び運行時刻は定めず事前予約による自宅から訪問先等の利用者の要望に応じてドア・ツー・ドア等で運行するデマンド型乗合タクシーもある。

## [今後の取り組み]

- ・乗合タクシー事例集を活用して地方自治体への発信と連携の強化
- ・IT活用による効率化

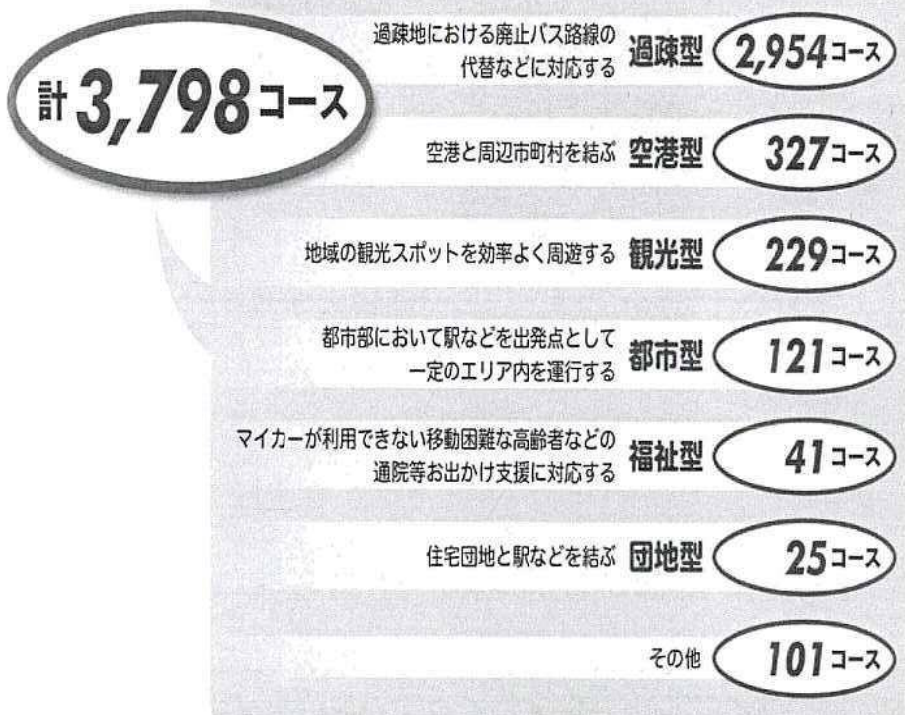
## [期待出来る効果]

- ・過疎地域等における生活交通の確保
- ・新しい需要の取り込み



## 乗合タクシー

平成27年3月末現在

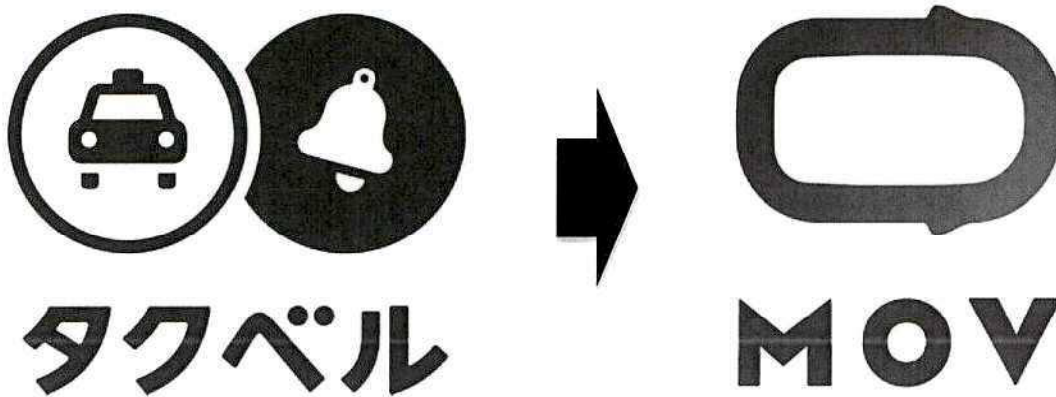


# 岡上西地区コミュニティ交通



## DeNA、次世代タクシー配車アプリ「タクベル」を新名称「MOV」に変更 全国展開を機にリブランディング

株式会社ディー・エヌ・エー(本社:東京都渋谷区、代表取締役社長兼CEO:守安 功)が提供している次世代タクシー配車アプリ「タクベル」は、全国展開を機にリブランディングを決定し、12月5日から新名称「MOV(モブ)」に変更します。



次世代タクシー配車アプリ「タクベル」はこれまで、一般社団法人神奈川県タクシー協会と神奈川県内でサービスを展開してきており好調に推移しています。

今回のリブランディングの背景には、全国展開を機にタクシー業界に新しい風をおこし、タクシー事業者と共に進化・新しさを発信していくために、「ちょっと先の未来(新しさ)」+「移動」を感じてもらえるようなコンセプトとして考案しました。

「MOV」の名称は、「移動、人の心を動かす、感動させる」などの意味を持つ「MOVE」が由来で、ロゴデザインは、上空から見た車をシンプルに抽象化して表現しています。「MOV」というサービスを通して、新しいタクシー移動体験を提供したいという想いを込めています。

「MOV」は2018年12月中に東京23区を中心としたエリア、2019年春には京阪神エリアでの展開が決定しており、各地のタクシー事業者と連携し、都市圏を中心に順次全国各地へと拡大していく予定です。

なお、これまでご利用いただいている「タクベル」アプリは引き続きご利用いただけますが、12月5日以降、アプリをアップデートすると、新アプリ「MOV」に切り替わります。

2018年11月26日

「東京交通新聞」



神運支局の担当者（左）に運賃改定の要請書を提出するアサヒタクシーの藤井社長（中央）と双葉交通の大島社長（21日）

神奈川県、相模・鎌倉地区、相模・鎌倉地区の法人タクシー事業者から初乗り短縮の運賃改定申請（公定幅運賃の変更要請）が21日、関東運輸局神奈川運輸支局に出された。京浜地区はアサヒタクシー（横浜市、藤井嘉一郎社長）、相模・鎌倉地区は双葉交通（相模原市、大島雄作社長）が第一号で提出し、いずれも普通車の初乗りを現行2,730円から「1,350円」に、加算額は現行90円から「100円」に変更したいとしている。

アサヒタクシーは普通車の加算を現行293円90円から「265円100円」に、迎車料金は現行310円を「300円」にそれぞれ変更する内容で増収率は14.8%。

双葉交通は普通車の加算を現行293円90円から「265円100円」に、迎車回送料金は現行1,100円を「1,000円」に、それぞれ変更する内容で増収率は13.3%。

各地区の申請受け付け期間は来年2月20日まで。

京浜地区は京浜交通圏（横浜、川崎、横須賀、三浦の4市）のエリアで法人タクシー台数は6806台。

京浜地区  
相模・鎌倉地区

初乗り1,350円に

# 神奈川で運賃改定申請